

国保
こくほ

医療機関を受診するときのお願い



必要な人が安心して医療を受けられるよう、医療機関や保険調剤薬局を受診される場合は、次のことに留意しましょう。

一人ひとりのモラルで救えるいのち

休日や夜間の救急医療は、緊急性の高い重症の患者さんを受け入れるためのものです。

安易な救急医療機関への受診は、重症患者さんの治療に支障をきたします。

- ◇休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう
- ◇お子さんの急な病気で心配になったら、**小児救急電話相談**の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師から適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

☎ #8000 (毎日午後7時から午前0時まで)

※ダイヤル回線、IP電話および光電話の場合：
☎ 096-364-9999

保険税を有効に活用するために

- ◇同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、体に悪影響を与える心配があります。
- ◇薬をもらいすぎではありませんか。余っている時は、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◇お薬手帳を活用しましょう。悪い飲み合わせを防ぐことができます。



- ◇ジェネリック医薬品(後発医薬品)のことを知っていますか。先発医薬品と同等の効能があり、費用が安く済みます。医療機関や薬局で相談してみましょう。

国民年金
ねんきん

こんなときには国民年金の手続きをお忘れなく

国民年金は、20歳になったときから一生かかわっていく社会保障制度です。人がそれぞれ違う人生を歩むように、国民年金への加入のしかたも個人によって違います。人生の節目ともいえる結婚や就職、退職。その節目には国民年金の種別も変更になることがあります。届け出を忘れていて、未納期間を作ってしまうまいようご注意ください。



こんなとき	手続きの場所	必要なもの
20歳になったとき(第2号および第3号被保険者を除く) 会社を辞めたとき 配偶者の扶養から外れたとき	役場保険課国保年金係	年金手帳・印かん・ 離職日もしくは資格喪失日の証明書
就職したとき 配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき(結婚・収入の減少など)	勤務先	年金手帳 印かん
住所・氏名が変わったとき 年金手帳をなくしたとき(※お急ぎの人は年金事務所へ)	役場保険課国保年金係 (第2号・第3号被保険者は勤務先へ)	身分証明書 印かん

※【第1号被保険者】自営業・学生など 【第2号被保険者】会社員・公務員など 【第3号被保険者】第2号被保険者の被扶養配偶者